

平成20年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成20年2月5日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 第1 | 仮議席の指定 |
| 第2 | 議長の選挙 |
| 追加1 | 議席の指定 |
| 追加2 | 会議録署名議員の指名 |
| 追加3 | 会期の決定 |
| 追加4 | 副議長の選挙 |
| 追加5 | 常任委員会委員の選任 |
| 追加6 | 議会運営委員会委員の選任 |
| 追加7 | 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙 |
| 追加8 | 大滝山林組合議会議員の選挙 |
| 追加9 | 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙 |
| 追加10 | 彦根犬上広域行政組合議会議員の選挙 |
| 追加11 | 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて |
| 追加12 | 議案第1号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第5号） |
| 追加13 | 議案第2号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 追加14 | 議案第3号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 追加15 | 議員派遣について |
| 追加16 | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |

◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	山田壽一	10番	西澤伸明
11番	北川豊昭	12番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町 長 山 崎 義 勝
総 務 主 監 野 瀬 喜 久 男
保健福祉主監 山 崎 義 幸
建設水道主監 茶 木 朝 雄
総 務 課 長 山 本 貢 造

教 育 長 藤 原 新 祐
会 計 管 理 者 橋 本 敏 治
産 業 振 興 主 監 中 山 進
人 権 主 監 村 田 和 久 廣
建 設 課 参 事 陌 間 守

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 大 橋 久 和

書 記 宝 来 正 恵

(午後 1時47分 開会)

○大橋事務局長 皆さん、ご苦労さんでございます。議会事務局長の大橋久和でございます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の藤堂与三郎議員をご紹介申し上げます。

藤堂与三郎議員、議長席にお願いします。

○藤堂臨時議長 ただいま紹介をいただきました藤堂与三郎です。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年第1回甲良町議会臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたとおりであります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○藤堂臨時議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 濱野議員、2番 丸山議員、3番 木村議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

(投票用紙配布)

○藤堂臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○藤堂臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱野議員、丸山議員、木村議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○藤堂臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、藤堂与三郎11票、西澤伸明議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、私、藤堂与三郎を当選人として定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 異議なしと認めます。

議場の出入り口を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂臨時議長 ただいまの議長選挙の結果、藤堂与三郎を議長として指名いたします。

ここで、私、藤堂与三郎が議長に当選いたしましたので、あいさつをさせていただきます。

一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖、私、議員の皆様方のご推挙によりまして、甲良町議会議長の要職につかせていただくことになりました。

もとより未熟で浅学非才の私にかかる機会を与えていただきましたことは、まことに身に余る光栄でございまして、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今、急速に進む少子・高齢化や地球規模の環境問題が私たちの地域社会や生活に大きな影響を及ぼしてきています。このような中で、未来を担

う子や孫たちが甲良の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し、安心して暮らせる社会を実現するためには、町の本来持っている特性を生かした「人権尊重のまちづくり」「住民主体のまちづくり」に取り組まなければなりません。

県では、昨年末に新たな財政構造改革プログラムが各市町の意向を無視して一方的に発表されました。私たち直接住民と接している町につきましては、極めて遺憾な処置と言わざるを得ないところであります。

このような厳しい中、地域住民が安全で安心な生活ができるよう、行政に対し、その選択に誤りのないよう、慎重審議を期し、不偏不党・公平無私の議会運営に努めてまいりたいと存じております。

何とぞ皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○藤堂臨時議長 これですべての職務は終了しました。皆様、ご協力、大変ありがとうございました。

ここで、いったん自席に戻ります。

○大橋事務局長 それでは、新しい議長が決まりましたので、藤堂与三郎議員、議長席におつきください。

○藤堂議長 ここで、議事の進行上しばらく休憩とします。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時23分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程については、お手元に配布いたしましたとおり、新たに日程第1から日程第16までを追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、お手元の日程のとおり議事日程を追加することに決定いたしました。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてただいまご着席のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において1番 濱野議員、2番 丸山議員を指名します。

日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 本日、平成 20 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、今般の町議会議員一般選挙に当選されましたこと、心からお祝い申し上げる次第でございます。

本日ここに、町民の大きな期待を担われた議員各位をお迎えして、初の議会を開会する運びになりましたことは、町政の運営にとりましてまことに喜ばしい限りでございます。

それでは、提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

まず第一に、原油価格の高騰で灯油の店頭価格が大幅に引き上げられた状況をふまえ、緊急対策として 65 歳以上で構成される高齢者世帯などに対し、冬季 4 カ月に限って、合計 4,000 円の灯油購入助成をいたすことにしました。今臨時議会の一般会計補正予算に灯油購入助成の所要額を計上いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

次に、重点施策であるふるさと交流村構想についてであります。私は町長就任当時から、農業振興・農村の活性化を本町がめざすまちづくりの実現方策としてふるさと交流村構想を都度議会に対して説明をしてまいりました。

本議会は、新たにご当選された議員の方が多く、簡単に交流村にかける所信を申し上げます。

2 月の広報こうらでもその計画ストーリーを掲載させていただいたとおり、この構想は、平成 11 年 3 月に策定された第 2 次甲良町総合計画のせせらぎ遊園のまちづくりの重点事業の 1 つにふるさと交流村構想の推進があります。

これまで議員の一般質問の中に、愛東マーガレットステーションのような道の駅計画を本町でもとの質問が数度あり、平成 16 年度に道を活かした交流拠点のあり方調査業務、平成 18 年 9 月議会には、交流村計画調査業務の予算計上を議決いただき、検討を進めております。平成 19 年 8 月には、その概要を議会へ報告するとともに、町内での集落ミーティングや各種の会合で説明と意見交換をいたしているところです。現在は、計画の細部点検と次

年度以降事業の諸機関調整と、農林水産省の補助事業採択申請の準備を進めております。

拠点地域の整備はもちろん、本計画はとりもなおさず町全域における農業振興を基本とした、地域に元気と活力を取り戻すまちづくりであります。広域的な連携の中でよりよい計画の具体化を進めてまいりたいと存じますので、議員各位の前向きなご意見等を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第1号は、甲良町監査委員の選任につき、同意を求めるものであります。

議案第1号は、平成19年度甲良町一般会計補正予算（第5号）で、5,986万円を増額し、補正後の予算額を33億6,362万4,000円とするものでございます。主な補正項目といたしましては、社会福祉費で、灯油等購入助成金の計上であります。公債費で、公的資金の補償金免除による繰上償還元金の計上でございます。

議案第2号は、平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、380万円を増額し、補正後の予算額を6億2,087万4,000円とするものでございます。主な内容としましては、公債費で、公的資金の補償金免除による繰上償還元金の計上でございます。

議案第3号は、平成19年度甲良町水道会計補正予算（第1号）で、1,381万円を増額し、補正後の予算額を1億5,340万2,000円とするものでございます。主な内容としましては、公的資金の補償金免除による企業債繰上償還元金の計上でございます。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件についてその概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○藤堂議長 日程第4 これより、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○藤堂議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 濱野議員、2番 丸山議員、3番 木村議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○藤堂議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○藤堂議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱野議員、丸山議員、木村議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○藤堂議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、山田壽一議員10票、木村修議員1票、西澤伸明議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山田壽一議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂議長 ただいま副議長に当選された山田壽一議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました山田壽一議員のあいさつがあります。

山田壽一議員。

○山田議員 一言、就任のあいさつを申し上げます。

このたび議員の皆様方にはご推挙をいただき、副議長という大役を仰せつ

かりました。先輩議員のおられます中、浅学非才な私には身に余る光栄と責任の重さを痛感いたしております。

これからも決意を新たに、町のさらなる発展、住民の福祉、議会の活性・充実のため、微力ではありますが、粉骨砕身尽くす所存でございます。

本当に微力ではありますが、藤堂議長とともに誠心誠意務めますので、皆様方のご指導のほど、よろしくお願いいたします。

言葉足らずではございますけれども、副議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長　ここでしばらく休憩します。

（午後　２時４０分　休憩）

（午後　２時５０分　再開）

○藤堂議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５　常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第７条第１項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名をいたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長　ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

北川豊昭議員。

○北川議員　１１番　北川。

動議を提出します。

（「賛成」の声あり）

○北川議員　この際、特別委員会設置についての動議を提出いたします。新しい町議会の発足にあたり、平成１３年に創刊し、現在２８号を数える議会だよりを編集・発行する議会広報特別委員会の設置を希望します。

昨今の若者は、政治に関して非常に関心の少ない世の中になってきております。こうした中、議会広報の役割は、議会の審議内容および活動の実態などを広く町民に知っていただき、町民と議会をつなぐ重要な役割を持っているものと思っております。今後もより一層の広報活動の充実を図り、町民と密接な関係を確立するため、特別委員会の設置をしようとするものであります。

なお、議会広報特別委員会は、前期と同じく委員定数５人で議会広報の調査・研究・編集・発行に対し、終了するまでの間、閉会中も継続して審査お

よび調査されますことを希望いたします。議員各位におかれましては、町議会の活動を町民の皆さんに広く知っていただくよい機会だと思っております。本動議に関しまして格別なるご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○藤堂議長 ただいま北川豊昭議員から提出された動議は、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本動議のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

着席願います。

次に、5人の委員で構成する議会広報特別委員会の選任を行います。委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

これより、その一覧表を職員に配布させます。

(特別委員会一覧表配布)

○藤堂議長 お諮りします。

ただいまお手元に配布いたしました一覧表のとおり指名したいと思います。賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

全員賛成です。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、各常任委員会および議会広報特別委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いしたいと思います。

ここで、議事の進行上、しばらく休憩いたします。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時28分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

さきの休憩中に、各常任委員会および議会広報特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。

その結果、総務民生常任委員長に建部議員、副委員長に山崎議員、産業建設文教常任委員長に濱野議員、副委員長に藤堂一彦議員、予算決算常任委員長に北川議員、副委員長に金澤議員、議会広報特別委員長に建部議員、副委員長に西澤議員がそれぞれ互選されましたので報告します。

日程第6 議会運営委員会委員の選任をいたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、本職において指名したいと思いましたが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 賛成多数であります。

着席願います。

それでは、職員に議会運営委員会の一覧表を配布させます。

(議会運営委員会一覧表配布)

○藤堂議長 議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催され、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いしたいと思います。

日程第7 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根市・犬上郡営林組合議会議員に、北川豊昭議員、藤堂与三郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました北川議員および藤堂与三郎議員を彦根市・犬上

郡営林組合の議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤堂与三郎議員および北川豊昭議員が、彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました北川議員および藤堂与三郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第8 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、山崎議員、藤堂一彦議員、丸山議員および宮寄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山崎議員、藤堂一彦議員、丸山議員および宮寄議員を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

しばらくちょっと待ってください。ちょっととちりましたので、しばらく休憩します。

(午後 3時30分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

大変失礼しました。

日程第8 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については本職において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、金澤議員、北川議員、山田議員および藤堂一彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました金澤議員、北川議員、山田議員および藤堂一彦議員を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金澤議員、北川議員、山田議員および藤堂一彦議員が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました金澤議員、北川議員、山田議員、藤堂一彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項に規定により、当選人の告知をいたします。

日程第9 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○藤堂議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 濱野議員、2番 丸山議員、3番 木村議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○藤堂議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○藤堂議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱野議員、丸山議員、木村議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○藤堂議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、山崎議員 5 票、木村議員 5 票、西澤議員 1 票、山田議員 1 票、以上のとおりです。

この法定得票数は 2 票です。

したがって、山崎議員および木村議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に
当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂議長 ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました山崎議員
および木村議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2
項により、当選人の告知をいたします。

日程第 10 彦根犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推せん
にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○藤堂議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 濱野議員、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○藤堂議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○藤堂議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱野議員、丸山議員および木村議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○藤堂議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、山田議員6票、建部議員5票、西澤議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、山田議員および建部議員が彦根犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂議長 ただいま彦根犬上広域行政組合議会議員に当選されました山田議員および建部議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

さきの休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。

その結果、議会運営委員長に山田議員、副委員長に北川議員がそれぞれ互

選されましたので報告します。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午後 4時10分 休憩)

(午後 4時20分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、開会します。

日程第11 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年2月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 地方自治法第117条の規定により、建部議員の退場を求めます。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○山崎町長 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

記。

住所、犬上郡甲良町大字呉竹184番地。

氏名、建部孝夫。

生年月日、昭和22年3月20日。

建部孝夫氏については、皆さんよくご存じのように、甲良町役場に42年間勤務されました。その中、税務課として10年11カ月、教育委員会として約7年9カ月、議会事務局長として7年8カ月という長きにわたりまして要職を経験されまして、議会事務局長の間につきましては、監査委員会の事務局としてもご活躍をしていただいています。経験、識見とも監査委員に適しているということで推せんをさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 お諮りします。

ただいま議題となっております本案は、人事案件につき、質疑および討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○藤堂議長 異議がありますので、起立採決をいたします。

原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

賛成多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(7番 建部議員入場)

○藤堂議長 日程第12 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第1号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成20年2月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第1号について説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第1号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

それでは、表紙をめくっていただきまして、よろしくお願ひいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,986万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,362万4,000円に願ひするものでございます。歳入歳出予算の補正については第1表で、地方債の補正については第2表でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入、4款 配当割交付金、補正額116万円の増額、9款 地方交付税110万円の増額、19款 町債5,760万の増額、歳入合計、補正前予算額33億376万4,000円に5,986万円を追加し、補正後予算額を33億6,362万4,000円に願ひするものでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。3款 民生費、補正額220万円の増額、12款 公債費5,766万円の増額、歳出合計は歳入合計に同額でございます。

続きまして、3ページ、第2表 地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、借換債、補正額5,760万円、下の計欄でございます。補正前1億7,845万6,000円、補正後2億3,605万6,000円、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

北川議員。

○北川議員 11番 北川です。

一般会計の補正予算、今議会に補正予算が出されまして、その中で、先ほど全協でも説明をいただいておりますが、再度確認ということで質問をさせていただきたいというように思います。

歳出の8ページ、社会福祉総務費、灯油等の購入補助金。昨年来、中東の産油国の生産調整等も原因しているのかどうかわかりませんが、そういう中で、非常に原油の高騰によりましてガソリンを含む生活に欠かせない灯油、ガソリン等の値上げがございました。この中で、非常に家庭的にも厳しい、そういう中で、この冬場を迎えて暖房用の灯油が非常に負担になるというようなこともあります。そういうことで近隣の自治体も含めて、新聞等でも報道されておりましたが、各そういう世帯に対して補助金を、補助をしてはどうかというようなことで補助制度が導入されておる中で、甲良町も12月の議会の中でもそういう話は議論がされた経緯もございました。そういう中で、今回、当局のご配慮によりまして、4,000円の補助をされるというようなことでございます。550世帯分ですかね。ということでございます。

その中でもう一度、再度確認をします。これは、説明を受けた中で高齢者世帯というのは何歳以上でしたかね。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○北川議員 保健福祉主監、ちょっと待ってください。一括でいきますので。

まず、高齢者世帯の年齢、それが1点。次に、障害者に対してはどのような範囲、等級によるのかどうかということが1つ。もう1点、一人親の場合は、母子、父子問わずかどうかということがもう一つということ、生活保護世帯の場合はどういう中身になっているのか、その4点、よろしくお願いします。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの北川議員のご質問にお答えを申し上げます。

一応、対象の範囲が決まっておりますが、まず、高齢者の年齢でございます。まず、無条件で支給対象となりますのが満65歳以上のみで構成している世帯を対象と。それから、生活保護需給世帯は無条件で支給対象となります。ただ障害者の世帯につきましては、重度心身障害者、また、重度心身障害者老人福祉医療受給券の対象者で非課税世帯、それから、一人親世帯ということで、これは母子、父子の福祉医療受給券の対象者で、これも非課税世帯ということを対象にお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 こういう世の中の状況が非常に緊迫というか、せっぱ詰まったよ

うな状況にそれぞれが追い込まれるというケースもありますので、こういうときは近隣をかんがみながら、早急にこうした施策、金額にしたら大げさな金額でもないんですけども、やはりこういうことによって、甲良町の厳しい生活を強いられている方にとっては大変救いの手になるのでないかということをお考えたら、できるだけ早くこういう形を今後とも、これに限らず打ち出していただけたら私はありがたいと、このように思います。

以上です。

○藤堂議長 北川議員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 続けて聞きますので、ご回答をお願いいたします。

まず、支給方法です。どういう方法で支給をするのかというところです。

それから、今回の対象の範囲について、北川議員から質問がありましたが、私は全協で説明があった非課税世帯の366件の内訳ですね。今言われました65歳以上のみで構成される家庭、それから一人親、母子、父子、それから重度心身障害者、それから、いわゆる福ですね。老人福祉の対象となっている176人のうち51人ということで説明があったと思いますが、この内訳について再度、私の聞き違いや間違いがあったらあきませんので、ご回答をお願いいたします。それが1つです。

それから、購入の店舗、これは私、甲良町には4店舗、石油スタンド、灯油店、灯油を扱っているお店があるというように思いますが、看板を上げずといいますか、私がわからないところで小さくやっておられる方もあるのかと思いますが、購入の店を、町内の消費高揚という意味で町内の店舗を利用するものということで、これは実施要項の中でぜひ入れていただきたいなと思っているんですけども、その辺の見解は、計画はどうかということですか。それが1つです。

それから、これは国の福祉等の補助、2分の1あるというように報道で聞いております。そうしますと、ここの210万は町の持ち出しから、あと110万が補填されるというように思いますが、その認識でいいのかというのが1つです。

最後に、報道では県内で実施を決めた自治体が幾つか既に出てきています。甲良町が後追いというようには私は思いませんが、大事な決断をしていただいたというように私は思っています。そこで、私が知っていますのは、東近江市、長浜市、虎姫町、草津市ということで聞いていますが、そのほか実施を決めた自治体があればご報告願いたいという点です。5点、よろしく願います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 財政的なことで先におっしゃっていただきましたので言わせていただきます。

今回の220万の2分の1につきましては、地方交付税の中の特別交付税を使わせていただいてということで財源を国のほうからちょうだいするということでの予算化でございます。

それと、今おっしゃっていただいたほかに、愛荘町の方でも灯油の一部助成を実施されているということで、最近ですけれども新聞に載っていたというふうなことがございます。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 それと、支給方法、また、その対象範囲の内訳でございます。それから、購入店舗というようなことで町内業者へというご質問でございます。

まず、支給方法につきましては、これは支給額4,000円と、これも基準はないんですけれども、これは町で決めた枠で1カ月1,000円ということで、12月、1、2、3月をとということでひと月1,000円の4,000円ぐらいが近隣では妥当ではないかということで、郡内3町で歩調を合わせてやっていきたいという思いで進めているところでございます。

それから、その支給方法につきましては、できるだけ申請も簡単にできるというようなことで、申請と領収書が一緒になった形で、現金での支給を考えております。これは、灯油に限らず、それに関連した諸物価も値上がりしているということで、灯油等という形での購入助成金ということで定めておりますので、現金で即刻支給もしていきたいと。これが3月とかにずれ込みますと遅くなりますので、この議会でご承認いただければ、来週には早々地域を回りながら配布もしていきたいということで、町内で比較的大きい字につきましては公民館をお借りして、集会所をお借りして、その場で手続をとっていききたいと。それから、小集落のところには限りましては、例えば、5件とか10件とかあるところにつきましては、行政が直接おうちをお伺いして支給をさせていただきたいというような方法でとっていききたいということ。

それから、対象の範囲でございます。現在、調査中ではっきりした確定した数字ではございませんけれども、おおむね65歳以上のおうちでございます。397件、これは数字はちょっと異同するかもしれませんが。それから、障害者世帯につきましては、一応、受給券の対象者数が176件ということで、そのうち非課税世帯が51件でございます。それから、母子、父子の福祉医療受給券の対象者数ということで、これが79件あるわけでございますけれども、うち非課税世帯が34件、それから、生活保護受給世帯数で

す。これが、65歳以上の、そこに26件が含まれておりますけれども、それ以外の生保の家庭が31件ということで、合わせて対象としているのが513件という、今の現在の調査での数でございます。

ですから、現金支給によりまして、町内で石油券を発行するとか、そういったことは考えておりませんので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これは4,000円、合計でいきますと2斗缶分ぐらいだというように思います。寒さとの関係もありますが、1、2カ月で2缶ぐらいはなくなってしまう場合があるというように思いますので、一歩前進というところだと思いますけれども、各家庭を訪問して支給券を渡すという点は、私はコミュニケーションする上ではいい方法だと思いますけれども、大字で大きな公民館で出てこんならんといい点があるのはぜひとも配慮してもらって、この対象が特定できるというところで届けるなり、本人さんに負担がかからない実施要項をぜひしていただきたいなというように思いますので、その辺、それが1つと、どういうようにされるのか。

それから、先ほど総務課長から回答がありました国の交付税算入ということなんですが、2分の1というのでこれは間違いないですね。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 この支給について、できるだけ配慮ということでございます。何しろ500件以上の数でございます。一応、要項上は3月31日というまでが申請の有効期間となっておりますので、一度、そういった大きな在所については、この場でできるだけ来ていただくと。それ以外にもセンターでも日を設けてやりますし、小集落の在所については直接私どもがお渡しするという方法をとりますし、それから、せつかくの制度でございますので、とりに来られない方、申請に来られない方につきましては、再度電話での督促とか催促とか、また、訪問もという方法で、全世帯に行き渡るように、これは努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論をいたします。

もともとの灯油の高騰は、生産が足りないという面ではございませんで、投機マネーが油に回ることから始まった点です。つまり、裕福な投資

が弱者を攻撃する、打撃を与えるというところに進んでいるのが、一番の今、問題点になっています。そこからまた金の投資などに波及をして、投資マネーの流通が規制を必要だというところで、世界のいろんな検討がされているところでもあります。そこに60円台から70円台だったものが90円を超えるという、30%近い値上げになっています。低所得者、生活困窮者へのせめてもの手当てという点で決断をされた点は私は評価をしたいというように思いますし、支給を受ける当人や家族にとっては、暖房の暖かさはもちろんですが、行政と政治の暖かさの1つを感じていただければというように思っています。

この福祉灯油の手当てにかんがみて、私はふるさと交流村構想の土地の購入、この問題でも箱もの建設先行を、ぜひともこの点で転換をして、今回のような家計を直接温める、また、農業生産の基礎を強めると、そういう意欲をつくるところに視点をぜひ置いていただきたいというように私は思います。

もう一つは、繰上償還についてであります。繰上償還については、今回、いろんな制限が加えられましたが、以前から国会でも、それから地方の議会でも政府運用の資金の高金利が問題になっていました。2%や1%で市場金利が流れる中、7%を超える、8%を超える、そういう資金がいまだにその枠組みで縛られて、地方の金利の負担が非常に大きくなっていました。今回、そのことが補償金の免除という形で緩和されて、地方自治体の負担が軽くなったというか、政府のほうもそこをせざるを得ないところに、今の地方の状況を見れば疲弊しているところをどういうように手当てするかという1つの方策で出てきたわけで、遅きに失したというように私は思います。

しかし、そういうところを決断をして地方自治体の財政運営に寄与するところ踏み出した点を評価しまして、私は賛成討論とするものです。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第2号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成20年2月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第2号について説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、議案第2号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条で、歳入歳出それぞれ380万円を追加いたしまして、総額を6億2,087万4,000円とお願いするものでございます。主な内容につきましては、公的資金補償金免除による繰上償還でございます。

1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款 繰入金、補正額380万円を増額いたしまして、1億5,340万7,000円、歳入合計でございますが、補正前の額6億1,707万4,000円、補正額380万円、合計6億2,087万4,000円でございます。

2ページでございます。

歳出でございます。3款 公債費、補正額383万6,000円を増額いたしまして、2億1,231万4,000円、4款 予備費、3万6,000円を減額いたしまして、合計606万2,000円、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 一般会計の討論に加えて、私は公的資金の補償金、この制度そのものが歩積み両建て、銀行が禁止されていることと同じような方策で、1.7倍の資金を用意しなければ高い金利が返せないというように枠組みを、非常に高いハードルをして国がべらぼうにもうけていたわけで、その点の地方の議会にかかわる1人として本当に許せないです。委員会でもこの問題、甲良町当局がそのところで悪くなっているわけではなくて、国の制度の中でい

じめられている1つだということで私、取り上げてまいりました。

という点では、今回、計算書によりますと、繰上償還による金利の軽減額が153万3,000円というように資料であります。遺失の利益を返してくれと言いたいぐらいなんですよね。措置がもっと前に出されていたら、もっともっと大きな金額が軽減されていたという点を私は大いに声を大にして指摘をして、そのところで今回、措置に従って補正を組まれた点について、私は賛成とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第3号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年2月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第3号について説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

議案第3号 平成19年度甲良町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条で、予算第4条に定めた資本的支出の予定額は次のとおりでございます。下の枠の中でございますが、支出で第1款 資本的支出、既決予定額1億3,959万2,000円、補正予算額1,381万円、合計1億5,340万2,000円でございます。括弧書きでございますが、当初予算で収入が4,717万円ございまして、それから今回の補正額1億5,340万2,000円、差し引きいたしますと1億623万2,000

円となるものでございまして、いわゆる不足額に対しては過年度損益勘定留保資金1,381万円および当年度損益勘定留保資金7,237万1,000円および繰越利益剰余金305万1,000円で補填するものでございまして、なお、不足する額につきましては建設改良積立金で1,200万円、減債基金で500万円補填するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 さきの議題と同じような内容にして、討論にかえさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配布いたしておきました文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配布いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○山崎町長 平成20年度第1回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、本当にきょうは早朝から大変ご苦労さまでございました。私ども、提案いたしました議案、すべて原案どおり可決をいただきました。審議の過程でいただきましたご意見につきましては、速やかに行政に反映をしてみたいというように思いますし、灯油等の購入費助成につきましては、あすから速やかに全員に行き渡るように実施をしていきたいというように思っております。

本日は、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○藤堂議長 これをもって平成20年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 濱 野 圭 市

署名議員 丸 山 恵 二